

報 告 第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 4 号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年7月28日

新居浜市長 佐々木 龍

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成23年6月16日午後4時15分頃、市道馬淵萩生線（萩生328番地地先路上）において、南進中の公用車と東進してきた相手方の自転車とが接触し、相手方の自転車が損傷した。

3 和解の内容

- （1）新居浜市は、相手方に対し、自転車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金8,190円の支払義務があることを認める。
- （2）相手方は、新居浜市に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わない。
- （3）新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債

権債務のないことを相互に確認する。